

## 高浜 3・4 号機 大阪高裁仮処分 の 不当決定 に対する 声明

2017 年 3 月 29 日

福井から原発を止める裁判の会  
サヨナラ原発福井ネットワーク

3 月 28 日、高浜 3・4 号機仮処分を覆す抗告審の決定が大阪高裁で出されました。

この決定は昨年の大津地裁の決定に徹底的に反するものです。大津地裁決定で規制委員会が許可したという事実によっては原発の安全性が示されたとはいえない、新規規制基準が福島原発事故に学んだものなのか不安を覚えざるを得ないと明確に述べ、司法の役割がいかに重要かを示してくれました。

しかし、今決定で、山下郁夫裁判長、杉江佳治裁判官、吉川慎一裁判官は、関西電力は原子力規制委員会の新規規制基準を踏まえて想定される最大規模の地震や津波の対策を取っており安全は保証されているとしました。また大津地裁で避難計画は国主導でおこなうべきであるとした決定が、「新規規制基準が避難計画など原子力災害対策を規制対象にしていないのは不合理ではない」と述べています。そもそも世界標準となっている深層防護（多段階の安全対策）の 5 層にあたる「住民避難」が抜け落ちている新規規制基準は世界標準を満たしていない。しかし今決定では「避難計画等の災害対策については、様々な点において改善の余地がある」と言いつつ深層防護は決定の判断に加えることを避けました。

従って今回の大阪高裁の決定では原子力規制委員会の考え方がそのまま司法の判断となっており、独立した司法は必要ないこととなります。これは福島第 1 原発事故以前の司法の姿であり、大阪高裁は福島第 1 原発事故がもたらした甚大な被害から何も学んでおりません。

世論は原発の稼働を望んでいない、使用済み燃料の処分方法が決まっていない、等々危険きわまりない原発を動かす根拠はどこにもありません。とりわけ近年は地震の活動期に入っているとわれ、地震列島と言われるこの地で原発を動かすのは危険行為です。私たち住民は福島の被災者の辛苦をおもいつつ、いつ同じ道をたどるか心配でなりません。

福島事故を慮る司法の反省も見られない今決定を下した 3 人の裁判官の責任は大変重い。

しかし 私たちは原発を止めるために、最後まであきらめずあらゆる方法を通じ闘い続けます。